

平成十七年二月

石綿の使用における安全に関する条約（第六十二号）の説明書

外務省

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
一一	条約の内容	二
1	適用範囲	二
2	定義	二
3	国内法令の制定	二
4	使用者団体及び労働者団体との協議	二
5	国内法令の執行	三
6	使用者の責任	三
7	労働者が従うべき手続	三
8	使用者と労働者との協力	三
9	石綿への曝露 <small>ばく</small> の防止又は管理措置	三
10	石綿の代替化の促進又は使用禁止	三
11	クロシドライトの使用禁止	四
12	石綿の吹付け作業の禁止	四
13	権限のある当局に対する作業の通報	四

14	容器等への表示	四
15	曝露限界又は他の曝露の基準の設定	四
16	使用者による保護措置及び防止措置の確立及び実施	四
17	石綿含有設備等の取壊し作業及び石綿除去作業の際にとるべき措置	五
18	作業衣の提供等	五
19	一般の環境への配慮	五
20	作業場の粉じん濃度の測定及び労働者の石綿への曝露の監視	六
21	労働者の健康状態の把握	六
22	情報及び教育	六
23	最終条項	六
	三 条約の実施のための国内措置	六
	(参考)	七

一 概説

1 条約の成立経緯

- (1) 国際労働機関（ILO）は、政府、使用者及び労働者の三者の代表を構成員とする国際機関であり、これらの三者の間の議論を通じて、多くの国際労働基準（ILO条約及びILO勧告）を設定し、労働者の労働条件及び職業環境の向上に貢献してきた。
- (2) 石綿粉じんの吸入による健康障害の危険性及びその対策の必要性が国際的に認識されたことを踏まえ、昭和六十一年（千九百八十六年）の第七十二回総会でこの条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、業務上の石綿への曝露による健康に対する危険の防止及び管理並びにこの危険からの労働者の保護のために必要な措置を定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国の石綿への曝露を防止するための対策を積極的に推進し、石綿の使用における安全を図る見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 石綿の代替化を促進すること。
- (2) クロシドライト及びその繊維を含有する製品の使用を禁止すること。
- (3) 石綿の吹付け作業を禁止すること。
- (4) 労働者の石綿への曝露限界又は作業環境を評価するための基準を定めること。
- (5) 石綿が浮遊しやすい建物等からの石綿の除去等は、資格を有すると認められた使用者又は請負業者によつてのみ行わせること。
- (6) 石綿に曝露されている労働者等が、職業性疾病を診断するために必要な健康診断を受けることを確保すること。

4 早期国会承認が求められる理由

- (1) 我が国がこの条約を締結することは、我が国の労働者の石綿への曝露を防止するための対策が国際的なレベルにあることを明らかにするとともに、石綿の使用における安全を図るための国際的な取組を推進する見地から有意義である。

二 条約の内容

(2) 我が国においては、この条約及び諸外国の取組等を踏まえ、労働者の石綿への曝露を防止するための対策を積極的に推進してきているところであり、昨年十月から石綿含有製品の製造、使用等を禁止する等労働者の石綿への曝露を防止するための対策の一層の充実強化を図っているところ、この条約の批准は時宜にかなったものであり、我が国として早期に締結することが求められる。

この条約は、前文、本文三十箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 適用範囲（第一条）

この条約は、作業の過程において労働者の石綿への曝露を伴うすべての業務について適用される。ただし、加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、この条約の一部の規定の適用を特定の経済活動部門又は特定の事業について除外することができる。

2 定義（第二条）

(1) 「石綿」とは、クリソタイル（白石綿）及びアクチノライト、アモサイト、アンソファイライト、クロシドライト（青石綿）、トリモライト又はこれらの一若しくは二以上を含有する混合物をいう。

(2) 「石綿への曝露」とは、浮遊して吸入されやすい石綿繊維又は石綿粉じんに作業中にさらされることをいう。

3 国内法令の制定（第三条）

(1) 業務上の石綿への曝露による健康に対する危険を防止し、及び管理し、並びにこの危険から労働者を保護するためにとるべき措置については、国内法令において定める。

(2) 権限のある当局は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で決定される条件に従い、かつ、そのように決定される期間内において、(1)の規定に従って定められた措置の一時的な緩和を認めることができる。

4 使用者団体及び労働者団体との協議（第四条）

権限のある当局は、この条約を実施するためにとられる措置に関し、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議する。

5 国内法令の執行（第五条）

第三条の規定に従って制定される法令の執行は、十分かつ適当な監督制度により確保することとし、この条約の効果的な実施及び遵守を確保するために必要な措置については、国内法令において定める。

6 使用者の責任（第六条）

使用者は、所定の措置の遵守について責任を負う。

7 労働者が従うべき手続（第七条）

労働者は、その責任の範囲内において、業務上の石綿への曝露による健康に対する危険の防止及び管理並びにこの危険からの保護に関して定められた安全及び衛生についての手続に従わなければならない。

8 使用者と労働者との協力（第八条）

使用者及び労働者又は労働者代表は、この条約に従って定められた措置の適用に当たり、できる限り密接に協力する。

9 石綿への曝露の防止又は管理措置（第九条）

石綿への曝露を次の一以上の措置により防止し、又は管理することについては、国内法令において定める。

(1) 石綿への曝露が生ずるおそれのある作業の実施を適切な工学的管理及び作業慣行（作業場の衛生に関するものを含む。）を定める規則に従うことを条件とすること。

(2) 石綿若しくは一定の種類石綿若しくは石綿を含有する一定の種類製品の使用又は一定の作業工程について特別の規則及び手続を定めること。

10 石綿の代替の促進又は使用禁止（第十条）

労働者の健康を保護するために必要であり、かつ、技術的に実行可能な場合には、次の一以上の措置について、国内法令で定める。

(1) 可能な場合には、石綿若しくは一定の種類石綿又は石綿を含有する一定の種類製品をその他の物質若しくは製品又は他の技術の利用により代替させること。

(2) 一定の作業工程において、石綿若しくは一定の種類石綿又は石綿を含有する一定の種類製品の使用を全面的に又は部分的に禁止すること。

11 クロシドライトの使用禁止（第十一条）

クロシドライト及びその繊維を含有する製品の使用は、禁止する。ただし、権限のある当局は、合理的に判断して代替することが実行可能でない場合には、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、その禁止の緩和を認める権限を与えられる。

12 石綿の吹付け作業の禁止（第十二条）

あらゆる形態石綿の吹付け作業は、禁止する。ただし、権限のある当局は、他の方法が合理的に判断して実行可能でない場合には、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、その禁止の緩和を認める権限を与えられる。

13 権限のある当局に対する作業の通報（第十三条）

使用者が石綿への曝露を伴う一定の種類作業について権限のある当局に対し通報を行うことについては、国内法令において定めらる。

14 容器等への表示（第十四条）

石綿の生産者及び供給者並びに石綿を含有する製品の製造者及び供給者は、権限のある当局の定めるところにより、容器に又は適当な場合には製品に、適切な表示を行う責任を負う。

15 曝露限界又は他の曝露の基準の設定（第十五条）

(1) 権限のある当局は、労働者の石綿への曝露限界又は作業環境を評価するための他の曝露の基準を定める。
(2) 使用者は、石綿への曝露を曝露限界内に抑制することができない場合又は他の曝露の基準を遵守することができない場合には、労働者に費用を負担させることなく、適切な呼吸用保護具及び適当な場合には特別の保護衣を提供する。

16 使用者による保護措置及び防止措置の確立及び実施（第十六条）

使用者は、その使用する労働者の石綿への曝露を防止し、及び管理し、並びに石綿による危険から労働者を保護するため、実際の

な措置の確立及び実施について責任を負う。

17 石綿含有設備等の取壊し作業及び石綿除去作業の際にとるべき措置（第十七条）

(1) もろい石綿断熱材を含有する設備又は構造物を取り壊すこと及び石綿が浮遊しやすい建築物又は構造物から石綿を除去することは、権限のある当局によりそのような作業を行う資格を有すると認められ、かつ、そのような作業を行うことを認められた使用者又は請負人によつてのみ行われる。

(2) 使用者又は請負人は、取壊し作業を開始する前に、とるべき措置（次の措置を含む。）を明示した作業計画を作成しなければならない。

(イ) 労働者に対しすべての必要な保護を与えること。

(ロ) 石綿粉じんの空気中への発散を抑制すること。

(ハ) 第十九条の規定に従い石綿を含有する廃棄物の処分を定めること。

18 作業衣の提供等（第十八条）

(1) 使用者は、労働者の個人用衣類が石綿粉じんで汚染されるおそれのある場合には、国内法令に従い、労働者代表と協議した上で、適当な作業衣を提供する。作業衣は、作業場の外で着用してはならない。

(2) 使用された作業衣及び特別の保護衣の取扱い及び洗浄は、石綿粉じんの発散を防止するため、管理された状態の下で行う。

(3) 作業衣及び特別の保護衣並びに個人用保護具を自宅に持ち帰ることについては、国内法令において禁止する。

(4) 使用者は、作業衣及び特別の保護衣並びに個人用保護具の洗浄、保持及び保管に責任を負う。

(5) 使用者は、適当な場合には、石綿にさらされた労働者が作業場で洗浄し、入浴し、又はシャワーを浴びるための施設を提供する。

19 一般の環境への配慮（第十九条）

(1) 使用者は、国内法及び国内慣行に従い、関係する労働者又はその企業の付近の住民の健康に対する危険がない方法で石綿を含有する廃棄物を処分する。

(2) 権限のある当局及び使用者は、作業場から発散される石綿粉じんが一般の環境を汚染することを防止するために適当な措置をとる。

20 作業場の粉じん濃度の測定及び労働者の石綿への曝露の監視(第二十条)

- (1) 使用者は、労働者の健康の保護のために必要な場合には、作業場における浮遊石綿粉じんの濃度を測定し、並びに間隔を置き、及び権限のある当局が定める方法を用いて労働者の石綿への曝露を監視する。
- (2) 作業環境及び労働者の石綿への曝露の監視の記録は、権限のある当局が定める期間、保存する。
- (3) 関係する労働者、労働者代表及び監督機関は、(2)の記録を利用することができる。

21 労働者の健康状態の把握(第二十一条)

- (1) 石綿にさらされ、又はさらされたことのある労働者については、国内法及び国内慣行に従い、必要な健康診断を実施する。
- (2) このような労働者の健康状態の把握は、無料で、かつ、可能な限り労働時間内に行う。
- (3) 労働者は、十分かつ適当な方法により健康診断の結果の通知を受け、かつ、自己の健康であつてその作業に関連を有するものについて個別の助言を受ける。
- (4) 権限のある当局は、石綿による職業性疾病を通報する制度を設ける。

22 情報及び教育(第二十二条)

権限のある当局は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議し、及び協力した上で、石綿への曝露による健康に対する危険並びにその防止及び管理の方法に関し、すべての関係者への情報の普及及び教育を促進するために適当な措置をとる。

23 最終条項(第二十三条から第三十条まで)

この条約の批准、効力発生、廃棄、改正等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

1 採択 昭和六十一年六月二十四日 ジュネーブにおいて採択

2 効力発生 平成元年六月十六日

3 締約国 平成十七年一月八日現在 二十七箇国

ベルギー、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、カメルーン、カナダ、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、エ
クアドル、フィンランド、ドイツ、グアテマラ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ロシ
ア、セルビア・モンテネグロ、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウガンダ、ウルグアイ、ジンバブエ